

# 第1章 総則

---

## 第1節 計画の目的等

### 1. 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、相良村において、防災に関し県、他市町村及び各防災関係機関等と連携して必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、村土の保全、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 2. 計画の性格

- 1) 本計画は、相良村防災会議が作成する「相良村地域防災計画」として、本村における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。
- 2) 本計画の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。さらに、熊本県の「熊本県地域防災計画」を踏まえるものとする。
- 3) 本計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

### 3. 計画の基本方針

本計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

本計画の樹立及び推進にあたっては、次の事項を基本とするものとする。

- 自主防災体制の確立
- 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
- 各種災害対策の推進
- 関係法令の遵守

## 第2節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 1. 防災関係機関の責務

#### 1-1. 相良村

村は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに村内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、村の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

#### 1-2. 熊本県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

#### 1-3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、県及び村の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

#### 1-4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び村の防災活動に協力する責務を有する。

#### 1-5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、県及び村その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

## 2. 処理すべき事務又は業務

村、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに県内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

機関名	事務又は業務
<b>相良村</b>	
相良村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相良村防災会議に関する事務</li> <li>2. 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策</li> <li>3. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査</li> <li>4. 消防、水防その他の応急措置</li> <li>5. 被災者に対する救助及び救護措置</li> <li>6. 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策</li> <li>7. その他村の所掌事務についての防災対策</li> <li>8. 村内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導</li> </ol>
<b>熊本県</b>	
熊本県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 熊本県防災会議に関する事務</li> <li>2. 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策</li> <li>3. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査</li> <li>4. 水防その他の応急処置</li> <li>5. 被災者に対する救助及び救護措置</li> <li>6. 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策</li> <li>7. その他県の所掌事務についての防災対策</li> <li>8. 村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整</li> </ol>
<b>指定地方行政機関</b>	
九州財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること</li> <li>2. 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請</li> <li>3. 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会</li> <li>4. 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等</li> </ol>
九州農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成</li> <li>2. 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策</li> <li>3. 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策</li> <li>4. 応急用食糧の調達・供給対策</li> <li>5. 主要食糧の安定供給対策</li> </ol>
九州厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害状況の情報収集、通報</li> <li>2. 関係職員の現地派遣</li> <li>3. 関係機関との連携調整</li> </ol>
九州森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理</li> <li>2. 災害応急用材の需給対策</li> </ol>
九州経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における物資の供給及び価格の安定対策</li> <li>2. 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること</li> </ol>

機関名	事務又は業務
九州産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること</li> <li>2. 火薬類、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安の確保対策</li> </ol>
九州総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常通信体制の整備に関すること</li> <li>2. 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること</li> <li>3. 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること</li> <li>4. 災害時における電気通信の確保に関すること</li> <li>5. 非常通信の統制、監理に関すること</li> <li>6. 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること</li> </ol>
福岡管区気象台 熊本地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと</li> <li>2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと</li> <li>3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること</li> <li>4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと</li> <li>5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること</li> </ol>
熊本労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所等における労働災害防止対策</li> </ol>
九州管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること</li> <li>2. 広域的な交通規制の指導調整に関すること</li> <li>3. 災害時における他管区警察局との連携に関すること</li> <li>4. 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること</li> <li>5. 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること</li> <li>6. 災害時における警察通信の運用に関すること</li> <li>7. 津波予報の伝達に関すること</li> </ol>
九州運輸局熊本運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における陸上・水上輸送の調整及び指導</li> <li>2. 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令</li> <li>3. 災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整</li> </ol>
熊本海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時の海上における人命・財産の救助その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備</li> </ol>
大阪航空局熊本空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助</li> <li>2. 遭難航空機の捜索及び救助</li> </ol>
九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること</li> <li>2. 直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること</li> <li>3. 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること</li> <li>4. 高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画</li> <li>5. 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施</li> <li>6. その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと</li> </ol>
九州地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害廃棄物等の処理対策に関すること</li> <li>2. 環境監視体制の支援に関すること</li> <li>3. 飼育動物の保護等に係る支援に関すること</li> </ol>

機関名	事務又は業務
九州防衛局	1. 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2. 米軍施設内通行等に関する連絡調整
<b>自衛隊</b>	
自衛隊	1. 天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）
<b>指定公共機関・指定地方公共機関</b>	
日本郵便株式会社 （九州支社）	1. 災害時における郵便業務運営の確保 2. 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 3. 災害時における郵便局窓口業務の確保
鉄道関係機関 （九州旅客鉄道株式会社、熊本電気鉄道株式会社、南阿蘇鉄道株式会社、くま川鉄道株式会社及び肥薩おれんじ鉄道株式会社）	1. 鉄道施設の防災対策 2. 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
西日本電信電話株式会社 （熊本支店）	1. 電気通信施設の防災対策 2. 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
日本銀行 （熊本支店）	1. 災害時における金融対策。すなわち預貯金、り災関係手形及び災害関係融資等に関する臨時の措置につき、現地金融機関の指導を行うほか、金融機関の所要現金の確保、損傷銀行券の引き替えその他必要と認められる適宜の措置を講ずる。
日本赤十字社 （熊本県支部）	1. 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2. 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3. 義援金品、救援物資の募集配分
日本放送協会及び 放送報道関係 （NHK熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社）	1. 気象予警報、災害情報等の災害広報対策
自動車運送機関 （公益社団法人熊本県トラック協会、一般社団法人熊本県バス協会、一般社団法人熊本県タクシー協会）	1. 災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
海上輸送機関 （三和商船株式会社、熊本フェリー株式会社、熊本県海運組合）	1. 災害時における船舶による人員及び救助物資等の輸送確保

機関名	事務又は業務
電力供給機関 (九州電力株式会社熊本支社)	1. 電力施設の保全、保安対策 2. 災害時における電力供給確保
ガス供給機関 (西部ガス株式会社、天草ガス株式会社、九州ガス株式会社、山鹿都市ガス株式会社、一般社団法人熊本県LPガス協会)	1. ガス施設の保全、保安対策 2. 災害時におけるガス供給の確保
西日本高速道路株式会社九州支社	1. 有料道路及び施設の防災対策
公益社団法人熊本県医師会	1. 災害時における医療、助産等の救護
一般社団法人熊本県歯科医師会	1. 災害時における歯科医療等の救護
公益社団法人熊本県薬剤師会	1. 災害時における薬剤師活動や医薬品供給
公益社団法人熊本県看護協会	1. 災害時における医療、助産等の救護
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	1. 災害時における住民支援、ボランティア支援
一般社団法人熊本県建設業協会	1. 災害時における応急対策
熊本県土地改良事業団体連合会	1. ため池及び水こう門等の整備と防災管理 2. 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
<b>その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</b>	
病院等経営者	1. 避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護 2. 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設経営者	1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 被災時における収容者保護
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1. 農林水産関係の被害調査又は協力 2. 農作物、林水産物等の災害応急対策についての指導 3. 被災農林水産家に対する融資、又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保、又は斡旋
商工会、商工会議所	1. 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及び斡旋等についての協力 2. 災害時における物価安定についての協力、徹底 3. 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
金融機関	1. 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
学校法人	1. 避難施設の整備及び避難訓練 2. 被災時における教育対策
危険物施設及び高圧ガス、火薬類等の管理者	1. 安全管理の徹底 2. 防災施設の整備

## 第3節 相良村の災害履歴

本村において、これまでに大きな被害をもたらした災害及びその被害状況は、以下のとおりである。

年月日	災害の状況
昭和38年8月	<b>川辺川大洪水</b> 家屋流失8戸、橋流失6本、一部流失4本、 被害総額5億7千万円
昭和39年8月	<b>台風14号</b> 家屋半壊8戸ほか被害総額3,800万円
昭和40年7月	<b>集中豪雨</b> 流失埋没田53.8ha、冠水130ha、被害総額6億円
昭和46年8月	<b>台風19号</b> 被害総額1億7千万円
昭和57年7月	<b>集中豪雨</b> 被害総額4億7千万円
平成3年9月27日	<b>台風19号</b> 北嶽神社「鳥居杉」倒れ拝殿損壊、 被害総額2億9,500万円
平成16年8月	<b>台風16号</b> 村内全域に避難勧告
平成16年9月	<b>台風18号</b> 山手・夜狩尾・平・中尾・小柏地区に避難勧告
平成17年9月	<b>台風14号</b> 永江・上園地区に避難勧告
平成18年7月	<b>平成18年7月豪雨</b> 廻・高尾野・上園・前田新村・田代地区に避難勧告、 飛行場用水路崩壊（上園・境田）
平成24年7月	<b>九州北部豪雨</b> 土砂崩れにより家屋全壊3戸（椎葉） 川辺川の氾濫により床上浸水2戸、床下浸水5戸
令和2年7月	<b>令和2年7月豪雨（記録的短時間大雨情報）</b> 、村内全域に避難指示 川辺川及び球磨川の大氾濫 住家被害（全壊18棟、大規模半壊22棟、半壊68棟、一部損壊75棟） 村道22路線、河川7、林道7路線、農地約110ha、農業用施設442か所、 水産施設2施設、福祉施設4施設、文教施設6施設、文化財13か所、 新村橋・くま川鉄道第四橋梁流失

※相良村 HP「相良村の概要」より作成